

④ 災害を受けた場合の消費税の特例

Q : 今年度の税制改正で、災害に遭った場合の消費税の特例制度が設けられたとか。どのような内容になっているのですか？

A : 課税期間の途中であっても、本則課税から簡易課税に、あるいは簡易課税から本則課税に変更することが認められました。

【解説】

今年度の税制改正では、災害等により被害を受けた事業者の消費税の申告業務を軽減するため、一定の要件を満たす場合には、課税期間の途中であっても、本則課税適用事業者から簡易課税適用事業者への変更、あるいは簡易課税適用事業者から本則課税適用事業者への変更を認める特例が新設されました。

この特例の適用を受けるためには、簡易課税制度の適用を受けるための申請書(災害等による消費税簡易課税制度選択届に係る特例承認申請書)、もしくは簡易課税適用事業者であることを取りやめるための申請書(災害等による消費税簡易課税制度選択不適用届に係る特例承認申請書)を、国税庁告示等で指定される災害がやんだ日から2ヶ月以内に所轄の税務署長に提出をし、承認を受けなければならないことになっています。

なお、この特例は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日が、今年の4月1日以後に到来するものについて適用されることとなっています。

